

# さっぽろ障がい者プラン2024 (案)

みなさまからのご意見を募集します  
～パブリックコメントの実施について～

募集期間：令和5年12月21日（木曜日）から

令和6年 1月25日（木曜日）まで 【必着】

札幌市では、現在、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。）、障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的にまとめた、さっぽろ障がい者プラン2024の策定（計画期間：2024年度～2029年度（ただし、市町村障害福祉計画に関する部分については2026年度まで））に取り組んでいます。

この計画は障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に計画の目標やサービス見込量等について定めるものです。

この計画の案について、みなさまのご意見を募集いたします。なお、みなさまからお寄せいただいたご意見等について個別の回答はいたしません。ご意見等の概要とそれらに対する札幌市の考え方につきまして、令和6年（2024年）3月頃に公表いたします。

令和5年（2023年）12月

札幌市

市政等資料番号  
01 - F04 - 23- 2351

## 公表資料

# さっぽろ障がい者プラン 2024 (案)

## 公表場所

- 市役所等における配布・閲覧
  - 市役所（3階障がい福祉課、2階市政刊行物コーナー）
  - 各区役所（総務企画課広聴係、保健福祉課）
  - 各まちづくりセンター
  - 身体障害者福祉センター
  - 視聴覚障がい者情報センター
- 札幌市ホームページによる閲覧  
[URL]  
<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/>  
[二次元コード]  
ホームページは右の二次元コードからも閲覧することができます。
- その他  
るび資料、音訳資料、点訳資料が必要な場合は、下記のお問合せ先まで個別にご相談ください。

## ご意見の募集期間

令和5年12月21日（木曜日）～令和6年1月25日（木曜日）【必着】

## ご意見の提出方法

「ご意見記入用紙」又はこれに準じた様式にて、下記提出先へ郵送、持参、ファクス、電子メールのいずれかの方法により提出してください。（ご意見の概要等を公表する場合、氏名及び住所は公表いたしません。）

※ 電子メールによる場合は、ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付せず、件名に「障がい者プランに対する意見」と記載し、本文に、ご意見記入用紙に準じてご意見を記載し、送信してください。

※ 障がいなどにより、上記の方法によるご意見の提出が困難な場合は、下記のお問い合わせ先まで個別にご相談ください。

## ご意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局 障がい福祉課（札幌市役所本庁舎3階）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

ファクス 011-218-5181 電話 011-211-2936

電子メール [jigyokeikaku@city.sapporo.jp](mailto:jigyokeikaku@city.sapporo.jp)

受付時間：平日午前8時45分から午後5時15分まで（持参の場合）

※令和5年12月29日（金曜日）～令和6年1月3日（水曜日）を除く

### 【漢字の表記について】

札幌市では障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使っています。

